

入院者訪問支援事業について

訪問支援員が精神科病院に入院されている方(市町村長同意による医療保護入院の方)を訪問し、お気持ちやお話をお聞きするとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供などを行います。

「お話を聞きに来てくれる人がいますよ」と 対象の方にご紹介ください！



※患者さん向けのリーフレットを作成しておりますので、ご紹介の際にご活用ください。



| | |
|-------|---|
| 対象 | 大阪府内の精神科病院に大阪府内の市町村長同意で医療保護入院をされている方 |
| 費用 | 無料 |
| 訪問支援員 | 大阪府・大阪市・堺市等が実施する研修を修了し、訪問支援員として選任された人 |
| 訪問回数等 | 3回／年度、1回30分程度 |
| 申込方法 | 入院者訪問支援事業による訪問を希望される方から、電話または手紙により、下記の連絡先まで「訪問を希望する」とご連絡ください。 |
| 申込連絡先 | 【入院者訪問支援事業受付窓口】 〒530-0047 大阪市北区西天満 5-9-5 谷山ビル 9 階 電話番号 06-6809-6699 (※通話料必要) 〔受付時間〕毎週水曜日・金曜日 10時から15時まで(祝日・年末年始除く) |
| 実施主体 | 大阪府・大阪市・堺市 |

【事業についての問合せ先(訪問希望を除く)】

大阪府こころの健康総合センター医療審査課(電話:06-6691-2812)

入院者訪問支援事業は、精神保健福祉法
第35条の2に基づく事業です。